慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	歐米社債法制と兩法系の對立 (二)
Sub Title	
Author	栗栖, 赳夫(Kurusu, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1932
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.11, No.4 (1932. 11) ,p.1- 42
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19321128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學研究　第十一卷　第四號

歐米社債法制と兩法系の對立（二）

栗栖赳夫

第三　一九〇八年會社（統一）法及一九二九年の會社法中社債に關する規定

既に述べたるが如く英國に於ける社債法規は一八六二年の會社（統一）法を經て一九〇八年の會社（統一）法に至り既存の部分規定及判例の認めたる諸原則を更に統合したるものにして（註七〇）、一九二九年の會社法は歐羅巴大戰後の經濟及社會事情に鑑み其の新しき要請に適應し其の實現を期する爲めに一九〇八年の會社（統一）法並に其の後制定に係る追加附屬法等を整理補改したるものに外ならず。

而して一九二九年の會社法は第二編に株式資本及社債に關する規定を、又第三編に擔保權の登記に關する規定を設けたり。以下主として一九〇八年の會社(統一)法及一九二九年の會社法中社債に關する規定に付概說すべし。

(一)　一九二九年の會社法第三百八十條第一項第九號は同法に於て「デベンチュアー」(debenture)即ち社債と稱するときは擔保の有無を論ぜず廣く「デベンチュアー、ストック」(debenture Stock)ボンド(bonds)其の他の證券(any other securities)をも包含する旨を定めたり。是れ一九〇八年の會社(統一)法第二百八十五條第七號が同法に於て「デベンチュアー」(debenture)即ち社債と稱するときは「デベンチュアーストック」(debentur e stock)をも包含する旨を定めたるを改めたるものに外ならず。而して本來此の規定は(debenture stock)又は(bond)も仍ほ社債の一種として之に關する規定の適用を受くる意味を明にしたるに止まり、固より社債の定義を下したるものに非ず。即ち一九二九年の會社法は一九〇八年の會社(統一)法と同樣に社債の意義を明にする所なし。故に社債の意義は曩に述べたるが如く社會一般の通念、判例の示す所の精神に依り之を明にする外途なしと謂はざるべからず。

(二) 一九〇八年の會社(統一)法は社債に關する各種の規定を設くる所ありたりと雖も斯る規定は以て社債の發行權を會社にのみ附與したるものに非ず。一九二九年の會社法も亦然り。故に「デベンチュアーズ」debentures 又は「デベンチュアー、ストック」(debenture stock)等と稱するものは會社のみならず倶樂部又は個人も亦之を發行することを得べし。唯實際に在ては會社に於て之を發行するを最も普通とするに過ぎざるのみ。

(三) 一九〇八年の會社(統一)法は擔保附社債(mortgage debentures)のみならず無擔保社債の發行をも認めたり。一九二九年の會社法も亦然り。而して後述するが如く一九二九年會社法第七十八條は擔保附社債に對する優先辨濟(preferential payments)に付規定する所あり。

(四) 社債には償還期限あるを常とすと雖も永久社債又は無期限社債(perpetural or irredeemable debentures)と稱し償還期限の定なく、會社の解散(winding-up)其の他の場合に限り償還すれば足るものあり。一九〇八年の會社(統一)法は第百三條に之を認め、一九二九年の會社法は第七十四條に之と殆んど同文の規定を設けたり。

(五) 一九〇八年の會社(統一)法第百四條は一定の場合に於て償還したる社債の再發行を認めたり(Power to reissue redeemed debentures)。一九二九年の會社法第七十五條も亦之を認めたり。

抑々會社が自己の社債を償還し之を再び發行し得るや否や又後に之を再び發行し得るとするも其の取得者が前と同一の權利を有するや否やに付ては早くより問題とせられ、バーマー氏の如きは相當疑義あり且つ之を解決するに困難なる問題(a matter of considerable doubt and difficulty)と爲し(註十六)判例は會社が平等の權利を有する一組の社債を發行せる場合に於て一旦之を償還するときは當事者の間に別段の定あらざる限り更に之を發行し舊社債と同一の權利を附與することを得ざる旨の見解を採れり(George Routledge & Sons, Ltd. (1904) 2ch. 474: W. Tasker & Sons, Ld. (1905) 2ch. (C. A.) 587; Perth Electric Tramways, Hoare V. Same Co. (1906) 2ch, 216; Russian Petroeum & Liquid Fuel Co., London General Investment Trust V. Russian Petroleum & Liquid Fuel Co., (1907) 2ch. (C. A.) 540)(註十七)。

是に於て一九〇七年の會社法第十五條が初めて明文を以て社債の再發行を認

めたるものにして上述の如く一九〇八年の會社(統一)法第百四條、次で一九二九年の會社法第七十五條は之を繼受したるものに外ならず(註七三)。今一九二九年の會社法第七十五條の規定を見るに會社は其の定款又は契約に別段の定なきとき又は株主總會の決議若は其の他の行爲に依り反對の意思表示なきときは社債の再發行(舊債券を其の儘再發行し又は舊社債の代りに新債券を發行する場合をも含む)を爲すことを得べく(第一項)、此の場合に於て再發行の社債を取得したる者は舊社債と同一の權利を有し(第二項)、尙會社は再發行を爲すべき社債に關し貸借對照表に記載を爲すことを要し(第三項)尙印紙稅(stamp duty)は更に支拂はざるべからざることと爲せり(第五項)(註七四)。

(六) 株式の割引發行は質本充實の原則に依り之を許さずと雖も社債の割引發行に付ては之を禁止すべき理由なし。故に判例は早くより會社が社債發行を認められ、且つ其の定款に別段の定なき限り、割引の方法に依り社債を發行することを認めたり(Anglo-Danubian Co., (1857): Regent's Canal Iron Works Co., (1876): Webb V. Shropshire Railways Co. (1893) (註七五)。一九〇八年の會社(統一)法も斯る判例の趣旨を

認め、第九十三條第四項等に於て社債の割引發行に付規定する所あり。一九二九年の會社法第七十九條第九項等に於ても亦同樣に規定する所あり。

(七) 元來英國に於ては社債は引受を待たずして仍ほ能く成立し且つ上述の如く割引發行を許すが故に會社は其の債務の擔保として社債を寄託發行するを妨げざるものにして、判例は此の場合寄託せられたる社債が若し無記名式債券なるときは受寄者は之に付普通法上の所有權を取得し、若し記名式債券なるときは取得者は白地式なるも仍ほ衡平法上の擔保權を取得するものと解せり (Regent's Canal Iron works Co. (1876): Strand Music Hall Co. (1865): Whitehaven Joint Stock Bank v. Reed (1886): Hampshire Land Co. (1896): Rovinson v. Montgomeryshire Brewery (1896)' 一九〇八年の會社(統一)法第九十三條第四項及第百四條第三項は之に付規定し、殊に同法制定前に於ては會社が債務を辨濟したるときは寄託したる社債は消滅し再び之を發行することを得ざるものと解せられたるを以て (Perth Electric Tramways Co., (1906) Russian Petroleum Fuel Co., (1907) 其の不便を救濟せむが爲に右第百四條第三項の規定を新に加へたるものとす(註七六)。而して之と同趣旨の規定は一九二九年

の會社法第七十八條第四項及第七十九條第九項に繼受せられたり。

(八) 一九〇八年の會社(統一)法第八十條乃至第八十二條に依れば會社は社債募集の場合に於ては株式募集の場合と同樣に一定の手續に依り一定の事項を記載したる目論見書(prospectus)又は之に代はるべき書面(statement in lieu of prospectus)を作成することを要し、同法第二百八十五條第十九號は目論見書の意義を明にし、目論見書とは特に目論見書と名くると又通知狀、引札、公告其の他の勸誘狀たるとを問はず、公衆に對し社債の應募又は買入を勸誘する書面を指すこととせり。目論見書に代はるべき書面は會社が目論見書を作成せざる場合に作成すべきものにして其の記載事項は同法附錄第二號の雛形に依る。目論見書又は之に代はるべき書面に不正又は不實の記載を爲したる取締役其の他の者に對しては一定の民事上及刑事上の責任を負はしむ(同法第八十四條、第二百八十一條)。

一九二九年の會社法も第三百八十條第一項第十七號に於て目論見書の意義を明にし、第三十四條乃至第三十六條に於て目論見書又は之に代はるべき書面の作成及其の記載事項の變更に付規定し、第三十七條に於て其の記載に對する責任に

付規定する所あり。尙第三十八條に於て公衆に對し社債の買入を勸誘する書面は一切之を目論見書と看做し、目論見書に關する規定を之に適用する旨を定む。

一八九〇年の取締役責任法第三條に依れば取締役其の他の者が株式又は社債募集の目論見書其の他の公告に不實の記載を爲したる場合に於ては斯る取締役其の他の責任者は其の目論見書其の他公告の記載を信憑して株式又は社債引受の申込を爲したる者に對し損害賠償の責に任ずることを要し、若し之を免れむとすれば斯る取締役其の他の者に於て自ら不實の記載を眞實なりと信憑するに相當の理由あり且つ株式又は社債の割當までに其の記載の眞實なることを信じて疑はざりしこと等を立證せしむることを爲せり。從來斯る場合に於ては原告たる應募者に於て積極的に取締役其の他の者が故意に不實の記載を爲したることを又は取締役其の他の者が過失に因り不實の記載を知らざりしことを立證することを要したり(Derry V. Peek, 14 App. Cas. 337)。然るにパーマー氏及リンドレイ氏の謂へるが如く原告たる應募者に於て斯る立證を爲すことを換言すれば心理學的事實(a psychological fact)を立證することは多くの場合に於て不能事(a matter of impossibility)に屬したりしを以て、ここに一八九〇年の取締役責任法は株式又は社債應募者保護の見地より之を改め、立證責任を取締役其の他の者に負はしめたるものなり(註七七)。

又一九〇〇年會社法制定前發起人其の他の者が目論見書に一定の事項を記載すべき義務を回避する爲め、目論見書又は應募申込證に之が免責約項を挿入することを

を案出し斯る弊風漸く行はれたり。リンドレイ氏は前掲 Companies 第一卷に於て斯る免責約款に關し弊害を指彈し、之を撲滅する爲めに一九〇〇年の會社法第十條の規定を設くるに至りたりと爲せり(註七八)。

然るに一九〇〇年の會社法第十條の規定は目論見書の記載及作成に頗る嚴重なる取締を加へたるを以て、目論見書の使用激減し却て之を作成せずして口頭市場賣出、其の他種々の脫法的方法に依り株式又は社債を發行する者頻出するに至れり。是に於て一九〇七年の會社法第一條は斯る弊風を矯正する爲めに私會社以外の會社が株式又は社債を募集するに當り目論見書を作成せざるときは必ず株式又は社債割當決定前に、一定の事項を記載したる目論見書に代はるべき書面(a statement in lieu of prospectus)を登記官吏に提出すべきことを命ぜり(註七九)。

一九〇八年の會社(統一)法第八十條以下及一九二九年の會社法第三十四條以下の規定は上述の諸法規を整理統一したるものに外ならざるなり。

(九) 一九〇七年の會社法制定前に於ては會社は社債引受契約の履行を强制するに由なく、僅かに訴を以て損害賠償を求むることを得るに過ぎずして頗る不便なりき(註八〇)。是に於て一九〇七年の會社法第十六條は社債引受契約に對する特別

の強制手續を規定し一九〇八年の會社(統一)法第百五條及一九二九年の會社法第七十六條は何れも此の規定を承けたるものなり。

(二〇) 一九〇七年の會社法第五條及一九〇八年の會社(統一)法第九十二條は債券發行の時期に付規定する所あり。一九〇八年の會社(統一)法第九十二條に依れば會社は發行條件に別段の定なき限り社債の割當後(又は名義書換の場合に於て該書換後)二箇月內に債券を發行交付することを要し、若し之を怠るときは會社及之に干與せる取締役其の他役員は懈怠の繼續中每日五磅を超えざる罰金を納めざるべからず(註八一)。一九二九年の會社法に於ても亦第六十七條に之と同趣旨の規定を設けたり。唯新法に於ては更に會社が債券の發行及交付を怠りたる場合の強制手續をも定むる所あり(第六十七條第三項)。

債券は記名式と無記名式とあるを普通とす(註八二)。債券に記載すべき事項は之を二に分つ。其の一は表面に記載するものにして元金の償還、利息支拂及擔保に關する事項是れなり。其の二は所謂裏書條項(indorsed conditions)にして(1)平等の原則(pari passu clause)、(2)社債原簿、(3)社債の移轉(4)社債の共有、(5)償還に關する通知

方法、(6)利息支拂の遲滯又は解散の場合に於ける期限の利益喪失、(7)管財人(receiver)の選任、(8)信託證書の表示(9)元利金支拂場所等を記載するを常とす。債券には普通會社常用の印章(a common seal)を押捺す。

(二一) 社債原簿(the register of holders of debentures)の備附及其の閲覽に付ては一九〇七年の會社法第十八條に規定を設け、之れが一九〇八年の會社(統一)法第百二條となり、更に一九二九年の會社法に於ては第七十三條に之を規定せり。而して一九〇八年の會社(統一)法第百二條は三項に分れたりと雖も一九二九年の會社法第七十三條の規定を見るに

(1) 會社は社債原簿を備附け、其の株主總會に於て定めたる制限に從ひ之を一日少くとも二時間公開し各記名社債權者及株主の閲覽を許さざるべからず。但し會社の定款、社債の約項又は信託證書其他契約證書の定むる所に從ひ、一定の期間又は一年を通算して三十日以内の期間之が閲覽を閉鎖したるときは此の限りに非ざるものとす(第七十三條第一項)。此の但書は新法の初めて認めた

る所なり(註八三)。

(2) 各記名社債權者及株主は社債原簿の謄本又は其の一部の抄本の交付を請求することを得べし。但し謄本又は抄本に記載したる語壹百に付六片を支拂ふことを要す(同條第二項)。

(3) 會社及其の役員が正當の理由なくして社債原簿の閲覽又は其の謄本若は抄本の交付を拒否したるときは五磅以下の罰金及二磅の懈怠金を支拂はざるべからず(同條第四項)。

(4) 會社が社債原簿の閲覽又は謄本若は抄本の交付を拒否したるときは裁判所は社債原簿の即時閲覽を許すべき旨を命じ又は謄本若くは抄本の交付を爲すべき旨を命ずることを得べし(同條第五項)。此の點も亦新法が初めて認めたる所なり(註八四)。

(一一) 元來無記名社債は流通證券(negotiable instrument)として取扱はれ債券の引渡に依り(by delivery)完全に權利を取得すと雖も記名社債は通常社債約項の定むる所に從ひ其の取得又は移轉を社債原簿に記載するに非ざれば完全なる效力を

生ぜざるものにして(註八五)、此の點に付一九二九年の會社法は第六十三條以下に之れが規定を設くる所ありたり。即ち

(1)會社は其の定款に別段の定ある場合と雖も適當の讓渡證書の提出あるに非ざれば社債の讓渡を社債原簿に記載することを得ず。但し法律の規定に依り(by operation of law)社債を取得したる者を社債原簿に記載する場合は此の限に非らざるものとす(第六十三條)。

(2)會社は社債發行の條件に別段の定めなき限り、有效に成立せる社債讓渡に付社債原簿に記載すべきことを求められたる日より二箇月內に債券を調製交付することを要し若し之を怠るときは會社及之に干與せる取締役其の他役員は一定の制裁を受けざるべからず(註八六)。

(3)會社が社債原簿に社債の移轉を記載することを拒絶したるときは其の記載を求められたる日より二箇月內に記載拒絶の旨を移轉を受けたる者に通知せざるべからず。若し之を懈怠するときは會社及之に干與せる其の取締役支配人其の他の役員は懈怠繼續中一日五志を超えざる罰金に處せらるるものと

す(第六十六條)。

(一三) 擔保附社債が會社の特定財産に對する擔保權、浮動擔保權其の他の擔保權に依りて確保せらるることは既に述べたり。一九〇七年の會社法第十三條は浮動擔保の效力に付規定を設け一九〇八年の會社(統一)法第二百十二條は之を改めたるものにして該條の規定に依れば、會社解散の場合に於て其の解散開始前三箇月內に會社の企業又は財産に對し設定したる浮動擔保は、該設定の直後會社が仍ほ支拂能力を有したることを立證せざる限り之を無效と爲し、唯例外として浮動擔保權設定と同時又は直後に其の反對給付として會社に現金を拂込みたる場合に限り其の拂込みたる現金額及之に對する年五分に相當する利息に付浮動擔保を有效とせり。新法たる一九二九年の會社法第二百六十六條も亦之と同趣旨の規定を設けたりと雖も唯一九〇八年の會社(統一)法第二百十二條に「解散開始前三箇月內」とあるを「解散開始前六箇月內」に改めたる點を注意すべし(註八七)。

(一四) 一九〇八年の會社(統一)法第百七條は浮動擔保の目的たる財産に付社債權者に優先して支拂を受くることを得べき權利に關し規定する所あり。而して新

法たる一九二九年の會社法に於ては之に多少の修正を加へて第七十八條と爲せり。今右第七十八條の規定する所を略示すれば左の如し。

(1) 會社が英蘭土に於て登記したる場合に於て、浮動擔保附社債權者の爲に管財人が選任せられたるとき、又は浮動擔保の目的たる財產が社債權者に依り若は社債權者の爲に占有せらるるに至りたるときは、會社が解散手續中に非ずと雖も、本法第五編の規定に依り解散の場合に於て優先支拂を受け得べき債權者に限り管財人又は其の他の占有者の收受せる財產に付社債權者に優先して其の債權の支拂を受くることを得べし(第七十八條第一項)。サイクス氏の謂へるが如く舊法たる一九〇八年の會社(統一)法第百七條に於ては管財人又は其の他の占有者が財產を收受するときは其の內より「直に」(forthwith)優先支拂を爲すことを要したりと雖も、新法たる一九二九年の會社法第七十八條に於ては「直に」の文字を削除したり(註八八)。

(2) 本法第五編(例へば第二百六十五條及第二百六十六條)に規定する期間は管財人選任の日又は社債權者に依り若は社債權者の爲に占有を爲したる日より

起算するものとす(第七十八條第二項)。

(3) 右第七十八條に依る支拂は事情の許す限り一般債權者に對する支拂に充當すべき會社財産を以て之を支拂ふべきものとす(第七十八條第三項)。

(一五) 會社が設定したる抵當權其の他の擔保權に關する登記制度に付ては一九〇〇年及一九〇七年の會社法に夫々規定する所あり。而して一九〇八年の會社(統一)法は第九十三條乃至第百二條に詳細なる規定を設け、新法たる一九二九年の會社法は之に多少の修正を加へて第七十九條乃至第九十一條に之を規定せり。今此等の規定を見るに、先づ英蘭土に於て登記せられたる會社が擔保權を設定する場合の登記に付次の如き規定を設け(第七十九條以下)英蘭土以外の地に於て登記せられたる會社が擔保權を設定する場合の登記に付ては之を準用することと爲せり(第九十條)。

(1) 會社の財産又は企業の上に設定したる擔保權は設定後二十一日內に本法所定の方法に依り一定の事項を登記するに非ざれば會社の清算人及一般債權者に對して效力を有せざるものにして(第七十九條第一項)、斯る擔保權の種類は

第七十九條第二項に列擧する所あり。而して社債(デベンチュアー、ストクを含む)を擔保する目的を以て設定したる擔保權も亦之れを含む。

(2) 會社が一組の社債(a series of debentures)を發行し、各社債權者が平等に擔保其の他の利益を享受する場合に於ては擔保權設定證書(deed)作成の日又は債券發行の日(擔保權設定證書なきときは)より二十一日內に擔保權設定證書又は債券と共に左の事項を記載したる書面を登記官吏に提出して之れが登記を申請することを要す(第七十九條第八項)。

(A) 其の組に屬する社債の總額

(B) 社債の發行を認めたる株主總會決議の日附及擔保權設定證書の日附(之を作成せる場合に限る)

(C) 擔保權の目的たる財產の表示

(D) 受託者の氏名(之を選任したる場合に限る)

一組に屬する社債を數回に分ちて發行したるときは各回の發行日及發行額をも登記せざるべからず。但し之を脫漏するも、發行せる社債の效力には何等の

影響なし。

又會社が社債の應募者に手數料を支拂ひ又は割引の方法に依り社債を發行したるときは仍ほ斯る手數料又は割引料の金額又は割合をも登記せざるべからず。但し之を脫漏するも發行したる社債の效力には何等の影響なし(第七十九條第九項)。尙會社が其の債務の擔保として社債を寄託したるときは第七十九條第九項に關する限り之を割引發行と看做さざるものとす。

(3) 會社は社債を擔保する爲に設定したる擔保權の登記を申請すべき義務を負ふ。但し會社以外の利害關係人が擔保權の登記を申請することを妨げず。會社が右登記申請の義務を懈怠したるときは會社及之に干與せる取締役其の他役員は懈怠の繼續中每日五十磅を超えざる罰金を支拂はざるべからず(第八十條)。

(4) 登記官吏は本法所定の樣式に從ひ各會社每に登記簿を備置き、一定の手數料を納付して擔保權の登記の申請ありたるときは之が登記を爲すことを要す(第八十二條第一項)。會社が一組の社債を發行し各社債權者が平等に擔保其の

他の利益を享受するときは前掲第七十九條第八項に定めたる事項を登記せざるべからず。

而して登記官吏が登記を完了したるときは登記濟證を作成し之を交付することを要し(第八十二條第二項)、又別に登記したる各擔保權に付一定の事項を記載せる年代順の索引簿を備置かざるべからず(第八十二條第四項)。登記簿は何人と雖も一回毎に一志を超えざる手數料を支拂ふときは之を閲覽することを得べし(第八十二條第三項)。

(5) 會社は右に述べたる擔保權登記濟證の謄本を各債券又は「デベンチアー、ストック」證券の裏面に附することを要し、故意に之に違反したる者は百磅を超えざる罰金を支拂はざるべからず。但し擔保權設定前に發行したる債券又は「デベンチュアー、ストック」證券は此の限りに非ず(第八十三條)。

(6) 登記官吏は債務の支拂又は辨濟ありたるときは辨濟を了したるを登記簿に登記すべきことを命じ、又請求あるときは之れが謄本を會社に交付することを要す(第八十四條)。

(7) 裁判所は左の場合に於ては會社又は利害關係人の申請に因り、裁判所が適當と認定せる條件の下に登記期間の延長又は登記の脫漏若は過誤の更正を命ずることを得べし(第八十五條)。

(A) 本法所定の期間內に擔保權の登記を爲さざることが立證せられたるとき

(B) 擔保權又は其の抹消の登記の脫漏又は過誤が偶然、過失其の他充分の事由に因ること又は會社の一般債權者若は株主の地位を害すべきものに非ざることが立證せられたるとき、又は

(C) 其の他の事由に因り救濟を與ふることが正義且衡平なりと立證せられたるとき

(8) 會社の財產に對し管財人(receiver)又は管理人(manager)の選任命令を得たるもの又は契約證書の定むる所に基き自ら管財人又は管理人を選任したる者は命令を得たる日又は選任したる日より七日以內に其の旨を登記官吏に通告し、一定の手數料を納付し登記官吏をして登記簿に其の旨を記載せしむること

を要す(第八十六條第一項)。又契約證書の定むる所に基き管財人又は管理人に選任せられたる者が退任したるときは退任と同時に其の旨を登記官吏に通告し之をして其の旨を登記簿に記載せしめざるべからず(第八十六條第二項)。而して若も之を懈怠したる者は懈怠繼續中毎日五磅を超えざる罰金を支拂はざるべからず(第八十六條第三項)。

(9) 會社は擔保權の設定を目的とする書面の謄本壹通を會社の登記したる營業所に備置くことを要す。但し一組の社債を發行し各社債權者が同一の權利を有するときは債券一通を備置けば足る(第八十七條)。

(10) 有限責任會社は其の登記したる營業所に擔保原簿(a register of charges)を備置き、會社の財産に特に影響ある各擔保權及會社の企業又は財産の上に設定したる浮動擔保に付其の目的物の表示、擔保せらるる債權の金額及擔保權者の氏名を記載することを要す。但し無記名式の證券を發行したる場合に於ては擔保權者の氏名を記載することを要せず(第八十八條第一項)。若し會社の取締役其の他の役員が之を懈怠したるとき又は故意に之を爲さざるときは五十磅を

超えざる罰金を支拂はざるべからず(第八十八條第二項)。

(11) 登記官吏が保管せる前述擔保權の設定を目的とする書面の謄本及前述擔保原簿は事務又は營業時間內(株主總會に於て相當の制限を附するは之を妨げず。但し毎日二時間を下ることを得ず)無償を以て會社の債權者又は社員に閱覽せしむることを許さざるべからず。又擔保權の登記簿は一回毎に一志を超えざる手數料を支拂ふときは何人と雖も擔保權の登記簿を閱覽することを得べし(第八十九條第一項)。若し會社の取締役其の他の役員が正當の理由なくして右閱覽を拒否したるときは五磅を超えざる罰金及拒否の繼續中毎日二磅を超えざる罰金を支拂ふことを要す(第八十九條第二項)。尙英蘭土に於て登記したる會社が右閱覽を拒否したるときは裁判所は命令を以て即時閱覽せしむべきことを强制することを得べし(第八十九條第三項)。

(一六) 一九〇八年の會社(統一)法は擔保附社債(デベンチアー、ストックは此の限に非ず)の發行に受託者の介入を强要件せず。一九二九年の會社法亦然り(第七十九條第八項(d)と雖も受託者の介入を極めて普通とし、且つ受託者介入するときは社

債は會社と受託者との間に作成したる信託證書(a trust deed, covering deed)に依り發行するを常例とす(第七十九條第八項)。一九〇八年會社法の第百二條第二項及第三項(一九〇七年會社法第十八條の修正)は信託證書謄本の交付及其の懈怠に對する制裁に付規定し、一九二九年會社法は之れを第七十三條に收めたり。即ち社債の發行を確保する爲に信託證書を作成したるときは會社は各社債權者の請求に因り其の謄本を各社債權者に交付することを要す。但し信託證書の謄本を印刷に附したる場合は請求者は會社の定むる所に依り一志を超えざる金額を支拂はざるべからず。又信託證書の謄本を印刷に附せざる場合は該謄本の文字百字に付六片の割合に相當する金額を支拂ひて其の印刷を求むることを得へし(第七十三條第三項)。若し之に違背したるときは會社及其の取締役其の他の役員は五磅を超えざる罰金及二磅の過料に處せられ(第七十三條第四項)、又裁判所は命令を以て信託證書謄本の交付を强制することを得べし(第七十三條第五項)。

尙既に述べたるが如く擔保權の登記を申請するときは信託證書を添附して登記官吏に提出することを要す(第七十九條第八項)。

(一七)既に述べたるが如く自然人の外會社も亦受託者たり得べし。一九〇八年の會社(統一)法及一九二九年の會社法は之に付制限する所なし。受託者の員數も亦然り。自然人を受託者に選任するときは二人以上の員數なること多し。現に一九二九年の會社法第七十九條第八項(d)は受託者なる文字を複數とせるを見る。

受託者の權限、權利、義務及責任並に其の解任、辭任及新受託者の選任等に付ては一般受託者の場合と何等異る所なし(註八九)。但し信託證書に特約あるときは之に依る。受託者は信託證書に特約あらざる限り報酬を受くることを得ず。

社債が期限に至り辨濟せられず若は會社が社債の辨濟を完了せずして解散し、又は支拂停止、營業廢止等に陷りたるときは社債權者は信託證書の特約に依り又は裁判上次の救濟を受くることを得べし。

(1) 信託證書の特約に依り社債權者に與へられたる救濟は大體之を次の二者に分つことを得べし。即ち

(A) 受託者をして擔保物を處分せしめ社債の辨濟を受くること

(B) 受託者をして管財人(receiver)又は管理人(receiver-and-manager)を選任せし

め之をして擔保物の保存及處分又は營業の繼續等を爲さしむること、

既に述べたるが如く一九二九年の會社法第八十六條第一項に「… or appoints such a receiver or manager under any powers contained in any instrument」同條第二項に「where any person appointed receiver or manager of the property under the powers contained in any instrument ceases to act as such receiver or manager,…」とあるは右述(B)の場合を指すものに外ならず。

(2) 次に裁判上社債權者の受くべき救濟は大體之を次の三者に分つことを得べし。即ち

(A) 擔保權實行の訴を提起すること、

此の場合に於ては裁判所は命令を以て管財人又は管理人を選任するを常とす。一九二九年の會社法第八十六條第一項に「If any person obtains an order for the appointment of a receiver or manager of the property of a company,…」とあるは斯の如き場合を指すものなりと謂はざるべからず。

(B) 會社の解散(the winding-up of a company)を申立つること、受託者、社債權者

は會社の解散を申立つることを得べし。

(C) 會社の解散に對し配當の請求を爲すこと、

右(B)及(C)に付ては一九〇八年の會社(統一)法及一九二九年の會社法解散編中に夫々規定する所あり。

(註一) 英國に於て debentures は必ずしも會社のみの發行する所に非ず。倶樂部(society)又は個人にして之を發行したる例なきに非ずと雖も、最も普通に之を發行するものは會社なり(Palmer, Company Precedents, Part III. p. 3)從て此の意味に於て「debentures」を我商法及擔保附社債信託法の用語たる「社債」と譯出することとせり(拙著社債及會社研究、社債及其救濟論八七頁)。

(註二) Palmer, Company Law, p. 3.

(註三) Palmer, Company Law, p. 3.

(註四) Palmer, Company Precedents, Part I, P. P. 2930; Connell, Companies and Company Law, p. 2; Topham, Principles of Company Law, p. 8; Lindley, Companies, vol. I. p. p. 136. 花岡博士英國新會社法論一四頁及一五頁、大川博士特許植民會社制度研究一頁以下

(註五) Connell, Companies and Company Law, p. 2; 花岡博士英國新會社法論一五頁

(註六) 同　右

(註七) Connell, Companies and Company Law, p. 2; Topham, Principles of Company Law, p. 8.

（註　八）　Palmer, Company Law, p. 4.

（註　九）　Palmer, Company Law, p. p. 4 5.: Connell, Companies and Company Law, p. 2: Topham, Principles of Company Law, p. p. 8-10.

（註一〇）　Connell, Companies and Company Law, p. p. 3-4: Topham, Principles of Company Law, p. p. 9-10: Palmer, Company Law, p. p. 4-5.

（註一一）　Pelmer, Company Law, P. 5. Connell, Companies and Company Law, p. 4: Topham, Principes of Company Law, p. 7.

（註一二）　Palmer, Company Law, p. 6.: Lindley, Companies, Vol. I. p. 141.

（註一三）　Palmer, Company Law, p. 6.

（註一四）　Connell, Companies and Company Law, p. 4.

（註一五）　Palmer, Company Law, p. 6.

（註一六）　Palmer, Company Law, p. 6: Connell, Companies and Company Law, p. p. 4 5.: Jordan & Barrie, Company Law and Practice, p. p. 1-2.

（註一七）　Palmer, Company Law, p. p. 7-8, Lindley, Companies, Vol. II p. p. 1245:

（註一八）　Palmer, Company Law, p. 11.

（註一九）　Palmer, Company Law, p.p. 12: Connell, Companies and Company Law, Preface, p. 1. 花岡博士英國新會社法論自序三頁

（註二〇）　田中博士株式會社改正の基本問題（法學協會雜誌第四十八卷第一號四一頁。

佐々穆氏各國比較會社法論二頁

（註二一）Butterworth's Twentieth Contury statutes, Vol. XXVI (1929) 佐々穆氏各國比較會社法論一一頁

（註二二）Sykes, Changes in Company Law, p. p. 1-.

（註二三）Palmer, Company Precedents Part III. p. p. 1-: Company Law, p. 301. Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 1. Lindley, Companies, Vol. I. p. 300.

（註二四）Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. p. 2-5. Palmer, Company Precedents, part III. p. p. 2-. Lindley, Companies, Vol. I. p. p. 300-.

（註二五）Simonson. Debentures and Debenture Stock, p. p. 2-. 一九〇八年會社（統一）法及一九二九年會社法は會社が社債を發行することを得る旨を規定したるに止まり會社以外のものが社債を發行することを禁止したる趣旨に非ざること固よりなり。

（註二六）別に述ぶるが如く（debentures）なる語を「社債」と譯出するは慣用に從ひたり。

（註二七）Lindley, Companies, Vol. I. p. p. 344-345.

（註二七ノ二）Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 404.

（註二八）Palmer, Comdany Precedents, Part III. p.1.

（註二九）池田博士擔保附社債信託法論八頁、

（註三〇）Lindley, Companies, Vol. I. p. 346.

（註三一）Palmer, Company Precedents, Part III. p. p. 8-9.

(註三二) Brunner, Die Öffentliche Anleihe und Organisation der Anleihegläubiger, s. 27, 28.

(註三三) Lindley, Companies, Vol. III, p. 346.

(註三四) Palmer, Company Precedents, Part III. p. p. 7. 8.

(註三五) Palmer, Company Precedents, Part III. p. 6. Palmer, Company Law, p. 302. Simonson, Debentures and Debenture Stock, 3rd, ed, p. 7. 然れどもシモンソン氏右著書第四版に於て此の語を削れり。 (4'hed, p. 7)

(註三六) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. p. 404, 405.

(註三七) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 569.

(註三八) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 421.

(註三九) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 467. Lindley, Companies, Vol. I. p. 346.

(註四〇) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 3.

(註四一) Palmer Company Law, p. 101.

(註四二) Palmer, Company Precedents, Pa t, p. 4.

(註四三) Topham, Principles of Company Law, p. 150: Connell, Companies and Company Law, p. p. 150, 151.

(註四四) Palmer, Company Law, p. 305.

(註四五) 池田博士擔保附社債信託法論七三頁以下

(註四六) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 15.

(註四七) Palmer, Company Precedents, Part III, p. 67. 浮動擔保に關する判例は Lindley. Companies, Vol.

I. p. 318 (y) 參照。

(註四八) Palmer, Company Precedents, Part III, p. 67.

(註四九) Palmer, Company Precedents, Part III. p. p. 68, 69: Company Law, p. 326.

(註五〇) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 24.

(註五一) Palmer Company Precedents, Part III, p p. 67-74: Company Law, p. p. 325-331: Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. p. 15-26. Connell, Companies and Company Law, p. p. 158-160: Topham Principles of Company Law, p. p. 157-161. Lindley, Companies, Vol. I. p. p. 317-326.

(註五二) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 408.

(註五三) 池田博士擔保附社債信託法論四頁

(註五四) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. p. 3, 4, 42, 43.

(註五五) Palmer, Company Law, p. p. 331, 332. Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. p. 41-42. Lindley, Companies, Vol. I. p. 302. Connell, Companies and Company Law, p. 158. Topham, Principles of Company Law, p. 151.

(註五六) 松本博士日本會社法論三五二頁、田中博士商法研究第一卷六六八頁(註三)拙著社債及會社研究「社債救濟論」及「社債及株式を中心とする會社法比較研究」

(註五七) Palmer, Company Law, p. 332: Company Precedents, Part III, p. p. 81-82. には更に三點を擧ぐる所ありと雖も要は爰に示せる三者に盡くと謂はざるべからず。

(註五八) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 43.

(註五九) Topham, Principles of Company Law, p. 163 信託證書に通常記載する事項としては Topham, Principles of Company Law, p. p. 163-164: Palmer, Company Precedents, Part III. p. 83: Lindley Companies, Vol. I. p. 302. 並にパーマー氏、シモンソン氏が夫々前掲著書の卷末に添附せる信託證書雛形參照。

(註六〇) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 46.

(註六一) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 45.

(註六二) Palmer, Company Precedents, Part III, p. 85.

(註六三) Simonson, Debentures and Debenture Stock p. 500.

(註六四) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 46.

(註六五) Clay Herrick, Trust Companies, p. 1.

(註六六) Simonson, Debentures and Debenture Stock. p. 46.

(註六七) Palmer, Company Precedents, Part III, p. 86.

(註六八) Kirkbride & Sterrett, Modern Trust Company, p. 4.

(註六九) Palmer, Company Precedents, Part III, p. p. 87-88.

(註七〇) パーマー氏は debentures 又は debenture stock なる語が一八六二年の會社(統一)法に於て未だ使用せられざりしに一九〇八年の會社(統一)法に至りては第八十四條第二項以下に於て隨所に使用せられ、社債に關し詳細なる統一的規定を設けたることを擧げ、此の事實は一八六二年より一九〇八年に至る間に於て社債

が如何に重要視せらるるに至りたるかを如實に證するものと極言せり(Palmer, Company Precedents, Part III, p. 5)。

(註七一) Palmer, Company Precedents, Part III, p. 144.

(註七二) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 85.

(註七三) Connell, Companies and Company Law, p. 158.

(註七四) Palmer, Company Precedents, Part III, p. p. 144: Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. p. 83. トツファム氏が社債の再發行に關し其の著 Principles of Company Law 中に說明する所は多少趣を異にす。即ち同氏に依れば會社も亦自己の社債の移轉を受くることを得べくして會社の定款に別段の定なく又は會社が社債を償還すべきことを約せさる限り直接會社に又は會社の指名人に移轉せられたる社債、又は其の他の方法に依り支拂後仍ほ廢棄せざる社債は之を再び發行し、舊社債と同一の權利を附與することを得べしと謂ふにあれども(Topham, p. 173)。トツファム氏の所說は無記名有價證券殊に手形に付 Staudinger 等の說明する所と比較考究の要あるべし(Kommentar Zum B. G. B. II. 7 s. 646)。

(註七五) Palmer, Company Precedents, Part III p. p. 57, 146: Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. p. 111-112.

(註七六) Palmer, Company Preccedents, Part III, p. p. 57, 212, 213.

(註七七) Palmer, Company Law, p. 379: Lindley, Companies, Vol. I, p. p. 115

(註七八) Lindley, Companies, Vol. II, p. 124.

(註七九) Palmer, Company Law, p. 385.

(註八〇) Palmer, Company Law, p. 341: Company Recendents, Part III, p. 183: Topham, Principles of Company Law, p. 175.

(註八一) 拙著社債及會社研究社債及其救濟論一〇三頁。

(註八二) Palmer, Company Law, p. p. 302-.

(註八三) Sykes, Changes in Company Law, p. 83.

(註八四) Sykes, Changes in Company Law, p. 4.

(註八五) Connell, Companies and Company Law, p. p. 161-.

(註八六) Sykes, Changes in Company Law, p. 100. (前記註八一參照)。

(註八七) Butterworth's Twentieth Century Statutes, 1929 (26) p. 139.

(註八八) Sykes, Changes in Company Law, p. 72.

(註八九) Simonson, Debentures and Debenture Stock, p. 30.

第三章　米國に於ける社債法

第一　社債信託法制の繼受

(一) 斯くの如く英國に於て發達したる社債及社債信託の法制は一般信託其の他多數の法制と共に北米合衆國に繼受せられたり。文獻の示す所に依れば北米合

米國に於て英國に倣ひ擔保附社債を發行し之に信託の法理を應用したるは一八三〇年乃至一八四〇年代にして英國に於ける創案と相距ること餘り遠からず。即ちスミス氏(James G. Smith)が The Development of Trust Companies in the United States に說く所に依れば、一八三〇年三月二十九日 The Morris Canal and Banking Company が和蘭アムステルダム市の商人 Wilhem Willink, Junior を受託者(the agent and trustee of the several subscribers to the loan)として信託契約を締結し、當時尙世界金融の中心地たりし該市に於て社債總額七十五萬弗を發行したるを嚆矢と爲す(註一)。尙同氏の說く所に依れば前揭 The Morris Canal and Banking Company の社債發行後間もなく、即ち一八三五年七月二十四日には The Washington Medical College of Baltimore が擔保附債券總額五百弗發行の爲めに信託契約を締結し、一八三八年五月二十五日には The Merchants Exchange Company が擔保附社債四十萬弗發行の爲めに信託契約を締結し、又一八三三年より一八三九年の間に於て The Tuscumbia, Courtland and Decatur Railroad Company が擔保附社債發行の爲めに信託契約を締結し、何れも個人を以て受託者と爲せりと謂ふ。

(二) 斯くの如く米國に於ける擔保附社債信託に於て初めて選任せられたる受託者は何れも個人なりと雖も間もなく信託の引受を目的として設立したる信託會社が擔保附社債の發行に干與し之れが受託者と爲るに至れり。即ち右スミス氏の說く所に依れば一八三九年一〇月一〇日 The Beaver Meadow Rail Road and Coal Company は初めて The Girad Life Insurance, Annuity and Trust Company of Philadelphia を受託會社として總額二十五萬弗の擔保附社債を發行したり。同氏は前揭著書に The Girad Trust Company (The Girad Life Insurance, Annuity and Trust Company of Philadelphia の現商號)の副社長より受けたる一九二七年三月二八日附書簡の一部を轉載する所あり。

The first record of a corporate mortgage which I found was that of the "President and Directors of the Beaver Meadow Rail Road and Coal Company" to the Girad Life Insurance, Annuity and Trust Company of Philadelphia, Trustee, dated October 10, 1839, to secure advances made to the Coal Company to the extent of $ 250,000, (by individual subscribers)

續て一八四一年二月二二日には The Tioga Navigation Company が右 The Girad Life

Insurance, Annuity and Trust Company of Philadelphia を受託會社として總額十萬弗を限度とする擔保附社債を發行したり(註二)。

又ステッソン氏(Francis Lynde Stetson)の說く所に依れば The Mahawk & Hudson Railroad Company (一八二六年四月一七日設立)が一八三四年の條例改正に依り其の鐵道施設を抵當として社債總額二十五萬弗發行の權能を附與せられたるを以て鐵道抵當に關する最初の立法なりと爲し、鐵道抵當附社債發行の古き實例としては一八四六年の Baltimore & Ohio Railroad Company 社債及一八四七年の The New York and Erie Railroad Company 社債總額三百萬弗を擧げざるべからずと述べ、更に後者が一八四九年バーマー其の他の諸氏を受託者として七分利二番抵當附社債總額四百弗を發行したるを以て同社に於て擔保附社債の發行に信託證書及受託者制度を採用したる最初の實例(its first deed of trust, dated March 1, 1849, to John J. Palmer and others as trustees)と謂ふ所あり。(註三)

尙同氏は The New York and Erie Railroad Company が一八五三年には社債總額一千萬弗發行の爲めブラウン及ダビス兩氏を受託者として信託證書を作成し、一八五

七年及一八五八年にも亦社債發行の爲めに信託證書を作成し、更に一八七〇年初めて The Farmers Loan and Trust Company を受託者として抵當附併合社債を發行するに至りたることを指摘したる後初期の信託證書（earliest mortgages）に於ては一人の個人（a single individual）を受託者と爲したるに止まるも、前揭 The New York and Erie Railroad Company 第二番抵當附社債總額四百萬弗發行以來二人又は三人の個人を受託者に選任することが一般慣行（the general practice）となり、更に進みては法人受託者（a corporate trustee）即ち信託會社（a trust company）が個人受託者に代はりたるものにして、又州法に於て受託者の資格を該州内に住居を有する自然人に制限する場合に於ても該州内に住居を有する自然人と共に法人を受託者に選任し發行會社が履行遲滯に陷らざる限り、信託に關する現務は之を擧げて法人受託者の處理に委ぬるに至りたることを摘示せり（註四）。

以上スミス及スティソン兩氏の說く所は必ずしも悉く一致するものに非ずと雖も、北米合衆國に於ても一千八百三十年乃至四十年代に至り擔保附社債信託制度の行はるることとなりたることを窺知することを得べし。

第二　社債に關する各州法

(一) 斯くの如くにして英國より北米合衆國に移入せられたる擔保附社債信託制度は其後、殊に近年、會社企業の發達と共に誠に驚くべき發達を爲せり。而して其の發達に從ひ社債及社債信託に關する法制も亦備はるるに至れり。但し北米合衆國に於ては社債に關する法制は會社法一般と同樣に各州の立法權の範圍に屬し、合衆國憲法第一條第一項に定むる Interstate Commerce に屬せざるが故に、各州夫々之れが法制を有し未だ各州を統一したる合衆國法なし。

北米合衆國に於ても統一會社法の運動は夙に行はれ、其の法案の作成をも見たりと雖も、未だ其の實現を見ざるなり(註五)。

(二) 各州に於ても會社は法文上又は法文の解釋上、法律及定款の定むる所に從ひ無擔保又は擔保附社債發行の權能を有す。(2)法律を以て社債總額を制限することは一般に行はれず。マサチュウセッツ州鐵道法第四十七條が社債の總額を其の拂込資本金額に限るは例外と見ざるべからず。(3)紐育株式會社法第十六條及ニュウ、ジャーシー一般會社法第百二十七條及其の改正法(一九〇二年)第二條後段

は轉換社債を認む。(4)會社が社債を發行するには取締役會の決議及株主總會の承認を經ることを要するを常とす。マサチュウセッツ州鐵道法第四十七條後段は株主全員の三分の二以上の承認を要する旨を定め又紐育州株式會社法第十六條第一項は社債其の他の債務の擔保として會社の財産に擔保權を設定するには株主全員の三分の二以上の承認を要する旨を規定せり。(5)鐵道、軌道及汽船、電燈、電力、瓦斯及水道の供給並に電話及電信等の公益事業を目的とする會社が社債を發行するときは公益事業委員會の許可を受くることを要す。(6)社債の成立には其の賣出又は引受を要件とせざること英國に於けると同じ。(7)無擔保社債(debenture bonds)を發行することなきに非ずと雖も、普通は擔保あり。(8)信託證書の形式、社債償還不能の場合に於ける社債權者の救濟、受託者の權利、義務、選任、退任及信託事務の承繼等に付ては英國に於けると殆んど異る所なし。又擔保附社債に關する信託は一般信託會社に於て之を引受け得ること英國に於けると同じ。但し英國に比して信託の引受を目的とする信託會社の發達著しく其の監督の爲め殆んど各州に取締法を有す。

第三　信託會社に關する各州法

信託會社は信託の引受を業とする會社にして米國に於て特殊の經濟的及社會的事情の下に特異の發達を爲したるものに外ならず。

米國に於て信託會社は初め州の特別法(a special act of the State)に依り營業の特許(charter)を受け、之に依りて其の營業を爲したるものにして、文獻の示す所に據れば一八二二年二月二十八日紐育州立法府が特別法を制定し Farmers' Fire Insurance and Loan Company (今日の Farmers' Loan and Trust Company)に對し信託業を爲す權能を附與したるを以て最初と爲す(註六)。次で一八三〇年三月九日には New York Life Insurance and Trust Company. 一八三六年二月二十六日には Pennsylvania Company for Insurance on Lives and Granting Annuities of Philadelphia 同年三月十七日には Girad Life Insurance, Annuity and Trust Company of Philadelphia (今日の Girad Trust Company)が何れも州立法府の特別法に依り夫々信託業を營むことを許されたり(註七)。然るに其の後信託會社の設立せらるるもの年を逐ひて加增したるを以て終に一八八〇年代に至り諸州に於て之れが取締の爲め一般信託會社法の制定を見るに至れり。即ち一八八一年ペンシルバニヤ州に

於て法人法(Corporation Act of 1881)中に信託會社に關する一般規定を加へたるを以て最初とし(一八八一年の法人法は一八八五年更に修正せられたり)一八八七年には紐育州及イリノイ州に於て夫々一般信託會社を制定し、他の諸州に於ても漸次之に倣ふに至れり。クレイ、ヘリック氏の謂ふ所に依れば、一八九七年の米國銀行業者協會大會に於て信託會社に關する一般法を有するもの十九州に達せりと報告せられ、更に降りて一九一四年に於ては各州何かの形式に於て悉く信託會社に關する一般法規を有し、就中三十九州に於ては特に一般信託會社法と稱するものを有し、之に準據して信託會社の設立を許すと同時に之に特別の監督を加へつゝあり(註八)。就中代表的一般信託會社法としては紐育州法を擧げざるべからず。同州に於ては銀行法(Banking Law)中に之を規定し(第五章第百八十條乃至第二百二十三條、第二條)、信託會社の設立に準則主義を採用し(第百八十條以下)、取締役の員數、資格、選任、解任、宣誓、權利義務及責任(第二百八條、第二百十條以下)、資本金額の制限(第百八十條第三項)、營業の範圍(固有業務及兼營又は附隨業務)(第百八十五條以下)、不動產取得、固有資本金の運用、貸付、

有價證券の買入等の制限(第百八十九條以下)、法定預金準備金(第百九十七條)、株主總會(第二百九條)、利益の計算及配當(第二百二條及第二百四條)、業務報告書(第二百十八條)、帳簿書類の保存義務(第二百二十一條)、其の他各種の監督等に付詳細なる規定を設けたり(註九)。我擔保附社債信託法中信託會社に關する規定は斯る一般信託會社法に倣ふ所寔に尠なからず(未完)。

(註一) Simth, the Development of Trust Companies in the United States, p. 276.

(註二) 〃 〃 p. p. 272-273.

(註三) Papers read February 9 and February 16, 1916, before The Association of the Bar of the City of New York by Francis Lynde Stetson (Some Legal Phases of Corporate Financing, Reorganization, and Regulation, p. p. 1-)

(註四) 〃 〃 p. p. 9-11.

(註五) 東京商工會議所商事關係法規改正準備委員會假譯米國統一會社法案

(註六) Clay Herrick, Trust Companies, p. p. 2, 3.

(註七) Kirkbride and Sterett, Modern Trust Company, p. p. 2-3. note.

(註八) Clay Herrick, Trust Companies, p. p. 74-.

(註九) Clay Herrick, Trust Companies, p. p. 74, 78, 441 444. Morgan and Parker's New York Banking Law, p. p. 158-.